

## 魚沼地区障害福祉組合施設利用者預り金等取扱要綱

平成27年10月1日

訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚沼地区障害福祉組合(以下「組合」という。)が設置する魚沼学園及び魚沼更生園の利用者及び利用者の保護者又は後見人若しくは保佐人(以下「利用者等」という。)から、やむを得ない理由により、次の各号に掲げる利用者の金品(以下「預り金等」という。)の管理を依頼された場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 現金
  - (2) 預貯金通帳
  - (3) 印鑑
  - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)
  - (5) 番号法第7条第1項に規定する通知カード(以下「個人番号通知カード」という。)
- (利用者等の預り金等の管理)

第2条 利用者が所有する預り金等は、利用者等が管理することを原則とする。ただし、利用者等から依頼があった場合で、やむを得ない理由により利用者等が、預り金の管理をすることが困難と認めるときは、組合において管理することができるものとする。

(預り金の管理の依頼手続等)

第3条 魚沼学園及び魚沼学園の園長(以下「園長」という。)は、預り金の管理をするときは、あらかじめ利用者等に預り依頼書(様式第1号)を提出させなければならない。

2 前項の場合において、園長は、その依頼を相当と認め預り金等を預かったときは、利用者等とともに預り金等確認書(様式第2号)を作成するものとする。

(預り金等の管理期間)

第4条 預り金等の管理期間は、第3条第2項の合意書に記載した管理開始日から利用者が魚沼学園又は魚沼更生園を退所するまでの間とする。

(預り金等の取扱い)

第5条 園長は、利用者等からの依頼により次の各号に掲げる事項に関して預り金等を取り扱うものとする。

- (1) 現金の支払い
- (2) 現金の収納
- (3) 預貯金通帳からの払戻し
- (4) 預貯金通帳への入金
- (5) 預貯金通帳の残高照会

(6) 個人番号カード又は個人番号通知カードの使用又は記載事項の利用

- 2 園長は、預り金等を用いてキャッシュカード、クレジットカードその他のカードを作成し、又は契約行為を行ってはならない。

(預り金等の保管及び管理の方法)

第6条 預り金等は、施錠ができる保管庫又は金庫に保管しなければならない。

- 2 預貯金通帳は、印鑑と別の場所に保管しなければならない。
- 3 利用者から預かった現金は、利用者ごとに別に定める様式による台帳を作成し管理する。
- 4 前項の台帳には、収支発生ごとに必要事項を記載するとともに毎月の収支残高を預貯金通帳の写しを付して記載するものとする。
- 5 園長は、四半期ごとに現金及び預貯金の残高を利用者等に報告する。
- 6 園長は、個人番号カード又は個人番号通知カードを使用し、又は個人番号カード又は個人番号通知カードの記載事項を利用するときは、個人番号カード等使用簿(様式第3号)に必要事項を記入しなければならない。
- 7 利用者等から預り金等に係る関係書類の閲覧の申出があったときは、園長は、第5項の規定に関わらず預り金等の内容を提示しなければならない。

(退所時の取扱い)

第7条 利用者が魚沼学園又は魚沼更生園を退所するときは、園長は、利用者等に預り金等を返却し、預り金等返還受領書(様式第4号)を受け取るものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

## 預り依頼書

年 月 日

魚沼学園・魚沼更生園 園長 様

(利用者氏名) \_\_\_\_\_

(利用者の保護者又は後見人若しくは保佐人氏名)

\_\_\_\_\_ 印

私は、貴施設を利用者が利用するにあたり、下記に掲げる事項について依頼します。

### 記

- 1 利用者の現金、預貯金通帳、印鑑及び個人番号カード又は個人番号通知カードの管理に関すること。
- 2 施設内における利用者の生活に係る次の各号に関すること。
  - (1) 現金の支払い
  - (2) 現金の収納
  - (3) 預貯金通帳からの払戻し
  - (4) 預貯金通帳への入金
  - (5) 預貯金通帳の残高照会
  - (6) 個人番号カード又は個人番号通知カードの使用又は記載事項の利用

## 預り金等確認書

区 分	現 金	円
	預貯金通帳1	(金融機関名) (口座種別) (口座番号) (口座名義)
	預貯金通帳2	(金融機関名) (口座種別) (口座番号) (口座名義)
	印 鑑	個
	個人番号カード又は 個人番号通知カード	No.
	そ の 他	(具体的品名)
管理開始年月日	年 月 日	
条 件	魚沼地区障害福祉組合施設利用者等預り金取扱要綱第5条及び第6条による。	

上記について、魚沼学園・魚沼更生園が預り、管理し、及び取り扱うことを確認します。

年 月 日

(利用者)氏名： \_\_\_\_\_

(利用者の保護者又は後見人若しくは保佐人)

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

利用者との続柄： \_\_\_\_\_

魚沼学園・魚沼更生園

園長 \_\_\_\_\_ (印)



## 預り金等返還受領書

区 分	現 金	当 初 預 渡 額	円
		期 間 中 収 支 合 計 額	円
		差 引 残 高	円
	預貯金通帳1	(金融機関名) (口座種別) (口座番号) (口座名義)	
	預貯金通帳2	(金融機関名) (口座種別) (口座番号) (口座名義)	
	印 鑑	個	
	個人番号カード又は 個人番号通知カード	No.	
そ の 他	(具体的品名)		
管理開始年月日	年 月 日		
返 還 年 月 日	年 月 日		

貴施設に預けていた上記金品等が返還され、受領しました。

年 月 日

魚沼学園・魚沼更生園 園長 様

(利用者)氏名： \_\_\_\_\_

(利用者の保護者又は後見人若しくは保佐人)

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

利用者との続柄： \_\_\_\_\_